第2章

居宅保護を受ける際の住居をめぐる問題

大阪市立大学文学部 学部生 北 はづき

2.1 はじめに

住居とはどのようなものか。住居の根本的な機能として、自然災害からの防御、風雨寒暑からの保護、そして社会的ストレスから解放し、心地よさや安心感を与える「保護的機能」、調理や食事といった「生活的機能」、くつろぎや睡眠、趣味を楽しむ「文化的機能」が挙げられる。生活基盤の根底を支える住居は、人間を包み込む「器」のような存在であろう。野宿生活を経て現在、居宅保護を受けている人々は、この住居のない状態で生活していたのであり、極めて酷い環境での生活を強いられていたのである。

確かに、野宿の状態から居宅を得て生活できると、以前の酷い状態から脱したことにはなる。しかし、 今回の聞き取り調査を通じて、新たに住む場所を獲得して生活保護を受給する人たちにとっての住居は、 果たして十分な「器」といえるのかという疑問を持った。

この章では、居宅保護についてと住居の問題に着目し、以下では、野宿者に対する生活保護の実施方法の変遷、住宅支援、現在の居宅保護施策、住居の形態や質について述べていく。第2節では、大阪市における生活保護政策がどのように移り変わってきたのかを紹介する。第3節は、大阪市西成区における現在の居宅保護の状況や住居形態を説明する。第4節では、具体的にどのような住宅支援が行われているのかを述べる。第5節では、今回の聞き取り調査で得たデータ(生活誌)をもとに、実際にどのような住居に住んでいるのか、住居に対してどう感じているのかを記述する。そして最後に、聞き取りを通じて感じたことや問題点を考察していく。

2.2 大阪市における生活保護の実施方法の変遷 ―収容主義から居宅保護へ―

ここでは、これまで大阪市において、主に野宿者に対して居宅保護をどのように用いてきたのかについて述べる。戦後から 1970 年代前半までは、市内全域を対象とした政策がとられ、主に施設に入所してそこで生活保護を受ける方法がとられていた *1 。1971 年に大阪市立更生相談所(市更相)が設置されてからは、その対象が「あいりん地区」に移行した。

1980年代初頭は、「重厚長大産業」、「不況業種」から押し出された人々の釜ヶ崎への参入が目立つ一方で、仕事が見つからずあぶれてしまった人たちが顕著となり、高齢日雇労働者と中心に野宿が目立つよう

^{*1} 詳しくは、嵯峨 (1998) を参照。

になった。

1985年には、「出会いの家」が無料宿泊所(10名)を開始、65歳以上の高齢者を中心に生活保護の申請が始まった。1989年、大阪市の生活保護施設は定員1,600人であったが、入所数1,900人となり定員オーバーの状態となった。それを補うかのように、出会いの家は100名利用と大型化し、出会いの家から転居という形で生活保護の拡大に努めた。

1990年代、釜ヶ崎とその周辺(浪速区・天王寺区)の 3地区における野宿生活者は増加の一途をたどり、1993年には 1,000人を超えた。1992年には、仕事からあぶれる事態に市更相で対応しきるという実行できない約束が破綻し、「暴動」が起こるに至った。

それまで大阪市は、釜ヶ崎地域内の簡易宿泊所を継続的な生活の場として認めず、ドヤでの生活保護は認めないことを原則としていたが、野宿者の急増と「暴動」後の対応として、1993年には、アパートへと転業した簡易宿所(1 軒 141 室)における生活保護を、例外的な取り扱いとして認めるようになった(参照:松繁逸夫、「職も寝場所ももういらない一基本所得保障を([特集]生活保護適用一路上から居宅へ一より)」、『季刊 Shelter-less』No.35、2008年)。

その他の援護策として、生活ケアセンター(市補助事業)は、ショートステイ用の施設(入所期間は約2週間)として、1990年8月に救護施設内に付設された。夜間巡回中や相談活動中に、ボランティアにより入所が必要と判断されたケースについては、市更相や福祉事務所を介さずに入所できるなど柔軟な活用がなされている(参照:嵯峨嘉子、「戦後大阪市における「住所不定者」対策について一生活保護行政を中心に一」、『社会問題研究』 第48巻第1号、1998年)。

大阪市は生活保護施設の増設で野宿生活者の急増に対応しようとしたが、自彊館の拡張が周辺住民の反対で頓挫してしまった。1998年には、市内野宿者概数 8,660人、病院施設 5,000人という状況となり、「ドヤ保護」開始を求める声も大きくなった。しかし、行政側は、簡易宿所が日々の生活の場で固定した住居地でないこと、また良好な住環境とはいえないとして、ドヤ保護の実施を拒否した。

その行政側の拒否とは別に、最初の例外的な簡易宿所転用アパート認知から5年後のこの年から、毎年転業アパートが増加し、65歳以上を中心に生活保護適用が進むことになった。2000年には、行政側も転業アパートについては、共同住宅としての登記がえ等々法的な手続き等も行われたならばアパートであるという認識を持つ、と容認するに至った。

その間、行政側からの簡易宿所活用プランの簡宿組合への打診と組合側の拒否、その後の簡宿組合の2,000 室プランの打ち出しがあったが、結局、「市場原理」による転業、野宿者の吸収に落ち着いた。また、1998 年には病院退院者へ、2000 年には施設退所者へ敷金の支給が開始され、2003 年には野宿・簡易宿所から直接、敷金支給が行われるようになった。

2007年3月の時点で、転業アパートの軒数は71軒、6,700部屋にも及んでいる。転業にあたって、24時間の住居空間としての3畳一間は狭く、自炊設備も不十分であるから、2部屋を一部屋へと改造すること、共同炊事場を拡張すること、居間機能を果たす共同スペースを設けること、高齢者中心となることからケアスタッフを配置すること等の実現が望まれたが、経営者から「市場原理」では困難とされ、多くはそのままの形での転業となった。転業者のごく一部が、バリアフリーへの配慮、共同スペースの設置、ケアスタッフの配置をするに止まった。

しかし、小さいながらもテレビや冷蔵庫、布団があり、敷金無し、家賃後払いのアパートの出現は、65歳以上を中心にして野宿から畳の上への移行に大きな貢献をした。65歳以上であれば、入居契約書を作成し、生活保護申請、西成区においては申請日に生活費の前貸しがあったので、その日から食費を確保してアパート生活ができる体制が整った。また、「市場原理」により転業アパートの従業員が、積極的に路上

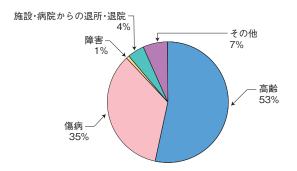
や公園で入居相談を開始したことも、目前の野宿生活者減少には貢献したといえる。

さらに、居宅での生活保護適用が進んだ背景として、国の方針が挙げられる。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(2002 年 8 月施行)公布後に出された厚生労働省の通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」(2003 年 7 月)の中で、「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護の適正な実施に努めること」と明記されていたこと、また「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)も出され、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、・・・(中略)・・・必要な額を認めて差し支えないこと」が明らかになった(参照:松繁逸夫、「職も寝場所ももういらない一基本所得保障を([特集]生活保護適用一路上から居宅へ一より)」、『季刊 Shelter-less』No.35、2008 年)*2。

2.3 大阪市西成区における居宅保護の現状

釜ヶ崎地域を含む大阪市西成区における居宅保護の概況を見ていきたい。2008年11月末時点で、約20,800世帯(人員では約23,300人)が生活保護を受けている(施設保護、医療保護も含む)。これは大阪市全体の約1/4を占めている。さらに、釜ヶ崎地域に限定すると、約6,900世帯(6,900人強、この数字は釜ヶ崎地域に住む人口のほとんどが単身者であることが影響している)である(2008年12月12日に行われた、NPO釜ヶ崎における職員向けの研修会より)。

居宅保護を受けるようになった理由として、高齢を理由に挙げている人が最も多く、半数以上となっている。これに次いで傷病が約30%強、施設や病院からの退所・退院を契機に居宅保護に切り替えた人が4%、障害を理由に挙げている人が1%となっている(図2.1参照)。



出典:大阪市健康福祉局保護課西成区保健福祉センター実施、 大阪就労福祉居住問題調査研究会調査分析「大阪市西成区 の生活保護受給の現状」より転載

図 2.1 居宅保護を受けるようになった理由

また、居宅保護の開始時期をみると、1998年から 2005年にかけて開始した人が約87%にのぼっている(しかし、受給者への保護の廃止や受給者が死亡している場合があるので正確な値ではない)。1998年

^{*2} 居宅保護の適用がこのように進んでいるとはいえ、大阪市は施設入所政策を採用する立場を取っている。それでも、施設に入所しているときに、居宅での生活が可能だと判断された入居者に対して、ある一定期間の宿泊訓練が行われる。それを経た後に、居宅に移行する措置が取られていることもまた確かである。これは、「自立して生活できる人は居宅へ」という意向が行政側にもあるためである。

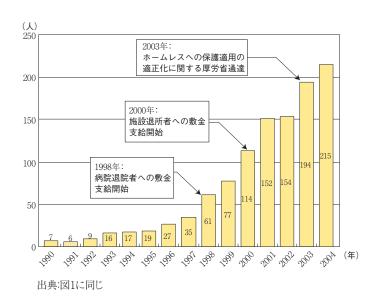


図 2.2 居宅保護開始年別受給者の推移

から飛躍的に居宅保護が増加した背景には、第2節でも明らかにしたように、大阪市での敷金支給の運用の変化が大きく影響している。病院退院者や施設退所者への敷金支給が開始され、さらには野宿・簡易宿所生活から直接、敷金支給を行うという運用が始まった。また、敷金支給の運用以外にも、2000年以降に野宿生活者支援の活発化や、釜ヶ崎地域内での簡易宿所の共同住宅転用化が進んだことにより、野宿生活者が路上から居宅生活へ移行するための支援体系が整ったことも背景にある(図2.2参照)。

住宅の形態については、居宅保護を受けている人の 99 %が借家に住んでおり、住宅の種類としては、公営住宅は 2 %、残りは民間住宅である。マンションなど非木造の共同住宅や、文化住宅など木造の共同住宅が多いが、2 割弱は転用アパートに住んでいる(参照:大阪市健康福祉局保護課西成区保健福祉センター実施、大阪就労福祉居住問題調査研究会調査分析、「大阪市西成区の生活保護受給の現状(西成区生活保護受給者聞き取り調査の概要)」、2006 年 3 月)。

2.4 NPO 釜ヶ崎支援機構による住宅支援

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(2002年8月施行)を踏まえて、厚生労働省の通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」(2003年7月)が出された。これを受けて、NPO 釜ヶ崎支援機構は、アパートやマンションを確保するために、大阪市内の1300業者へ協力を要請した。その内容は、住宅が確保できない野宿生活者がアパート生活に移行できる条件が拡大することになるということ、彼らが敷金の支給を受け、アパートに入居し、生活保護を受けて求職活動に専念できる条件が整ったことを踏まえた上で、入居可能な住宅情報が不足していることを述べ、物件の条件として、(1)敷金・権利金・手数料等総額で29万4千円以内、(2)家賃月額4万2千円以内、(3)保証人不要、の3つを提示したというものであった。その結果、35業者から100件近くの物件紹介があったという(参照:松繁逸夫、「職も寝場所ももういらない一基本所得保障を([特集]生活保護適用一路上から居宅へ一より)」、『季刊Shelter-less』No.35、2008年)。

NPO 釜ヶ崎福祉部門の事業報告によれば、住宅の形態として、「敷金あり」、「敷金なし」、「福祉アパー

ト(サポーティブ・ハウス)」と大別されている。「敷金あり」とは管轄の役所が敷金(仲介手数料・礼金など)29万4千円を出して部屋を借りる方法で、65歳以上で生活全般自立している人、65歳未満で今後も仕事を探そうとする人たちが多く占めている。「敷金なし」は65歳以上で、もしくは65歳未満でもすぐに居所を構え、生活のリズム(金銭的なこと、身体的なこと)をつける必要がある人たちが多く占めている。「福祉アパート」とは、年齢に関係なく、ケアスタッフの見守りが必要で生活することができる人たちが多くを占めている*3。

次に、居宅保護を受けるにあたって、どのような部屋を借りているのかに注目してみる。表 2.1 をみると、平成 16 年度では敷金ありのアパートの割合が一番高くなっているものの、平成 17 年度以降では、敷金なしのアパートを借りる傾向が強まっていることが分かる。また、福祉アパートの割合も高まっている。件数については、平成 16 年度から 17 年度は大きく減少しているものの、平成 18 年度では 169 人、平成 19 年度では 197 人であることから、居宅保護を受ける人は増加しているといえる。

敷金なしのアパートや福祉アパートの割合が高くなった背景として、居宅保護受給後に、金銭管理や服薬管理、通院治療など何らかの援助を必要とする人の割合が多くなったことを挙げることができる。

7 211 / I E P R 2 / C II I / D / E				
	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
敷金	209	52	35	37
あり	70.8 %	37.1~%	20.7~%	18.8 %
敷金	69	51	94	106
なし	23.4~%	36.4~%	55.6~%	53.8~%
福祉	17	26	25	37
アパート	5.8 %	18.6~%	14.8~%	18.8 %
その他	-	11	15	17
	-	7.9 %	8.9 %	8.6 %
計	295	140	169	197

表 2.1 居宅保護受給者の居住形態

出典: NPO 釜ヶ崎支援機構、「福祉相談部門事業報告(平成 19 年度)」より転載

住居決定の流れの形態として、NPO 釜ヶ崎を経由して不動産屋の紹介を受け、その上で住居を決めていることが多い。注3のケースのように、福祉アパートを紹介する際、それらの部屋が3畳一間という狭い環境であることは承知の上で紹介している。この背景として、支援者である NPO 釜ヶ崎支援機構の意向の存在がある。その意向とは、福祉アパートのケアスタッフが常に近くで入居者を見守ることができること、福祉アパートが主に NPO 釜ヶ崎の近くに立地しているので、入居者に何か起きたときにはすぐに NPO スタッフが駆けつけて対応できる、ということである。このことから、福祉アパートは、入居者の生活を見守る重要な社会資源の1つとして位置づけることができる。

居宅を確保した上で、今後の生活のリズムを身につけられる社会資源 ――病院、介護保険の申請、自立

 $^{^{*3}}$ 具体例として、事例 11 を紹介する。

職員は5人おり、常駐は1人。保護費の日は2人いる。夜勤の職員は2人、3 階に住み込みで働いている。門限は夜11 時。あらかじめ職員に遅れることを伝えれば12 時までならあけておいてくれる。(N さん・30 代後半・男性)

N さんは軽度の知的障害を抱えており(療育手帳有)、場合によっては、この福祉アパート(サポーティブハウス)の職員をはじめ、N さんの通う作業所の職員と係長、役所の職員、NPO の職員など N さんに関わる人たちが集まって話し合いをもつこともある。

支援法(精神・知的)のヘルパー、ディサービス、作業所など―― につなげていく必要があるが、活用できる社会資源がなかなか見つからないのが現状である。

2.5 住宅の状況 ―聞き取り調査をもとに―

今回の聞き取り調査では、実際に対象者の部屋で話を聞く機会があった。私見では、その時の住居の造りや部屋の様子は次のような感じだった。多くが長屋造りの2階建てや高層のアパートで、おおよそ部屋の構成は、6畳一間または6畳二間、それに台所と風呂が備わっていた。中には、土間つきの文化住宅、オール電化の住居、部屋全体が細長くなっているために何畳か分からないような住居も見受けられた。

住居について質問したところ、「問題ない」「十分だ」と回答している人が多く、設備についても特に問題はないという回答が返ってきた。風呂がついていない、あるいは設置されていても狭すぎて使えない住居が多く見られたが、その場合は銭湯を利用するようで、これについて特に困っている様子は見られなかった。

以下では、「問題ない」「十分だ」と回答した人たちと、「不満だ」と回答した人たちに分けて、ケースを 紹介する。

まずは、「問題ない」「十分だ」と思っている人たちのケースを紹介する。

部屋は2つあり、広さは十分。バストイレー緒。最近大家さんが部屋の改装を行ったので、床はフローリングで、玄関から風呂場あたりまでは手すりがあり、全体的にかなりきれいになっている。 (事 $67 \cdot F$ さん・ $80 \cdot 62$ 代後半・女性)

F さんは足が悪く、外出する時は車椅子を利用している。ちなみに、改装されたのは 1 つの部屋だけで、もうひとつはベッドやテレビがあったりして F さんが普段利用している方なのだが、ここは F さんが改装を断ったため昔のつくりのままになっている。F さんは全体的に家の設備には満足していると述べている。

部屋のことで不満も特にない。1階にあるから便利。「もっと広い部屋に移りたいとか希望はありますか」と問うと、「広いにこしたことはないが、家賃を考えるとこんなもん」。ドヤアパートに住むことを考えたらだいぶまし。(事例 13・B さん・60 代前半・男性)

今の家は満足ですか? と問うと、「しゃあない。(家は)役所が決めたんちゃうか。家賃とか考えて」と言っていて、・・・少しせまいかと聞くと、「まぁ1人やからええけど」と、特に広さは気にしていないようだ。(事例 18・S さん・70 代前半・男性)

部屋には多くは望まない、不満は無いと言う一方で、実際には不満と思われるような語りがいくつか見られた。・・・雨が降った時にトタン屋根がうるさいということのほか洗濯物を干す所がないことが不満らしい。(事例 14・60 代後半・男性)

次に、「不満だ」と思っている人たちのケースを紹介する。

トタン壁の一軒家。かつて商売に用いられた建物で、1階は畳で2階は板敷きの作業場だったらしい。これを上と下に分けて賃貸の住居に転用している。Aさんは1階に住んでいる。2階が板敷き

のため、物音がうるさく響いていた。2階にはある一家が住んでいた。子ども達が押入れから飛び降りているのか、ドンドン音がする。毎日朝8時前後には物音がし出して、9時前後まで掃除機をかける音がうるさい。

A さんの家の裏には3畳ほどの物置があり、これは車のガレージだったのではないかと思われる。 ホームセンターでベッドを買ってきて、しばらくここに避難して暮らしていた。

その一家は去年引っ越していったそうだが、A さんは 8 ヶ月間ずっとイライラしながら我慢し続けたようだ。現在、2 階は空室のままだそうだ。家主は「今度は畳を敷くから」と言っているらしいが、A さんは誰にも入ってきてほしくないと思っている。(事例 $3 \cdot A$ さん・60 代後半・男性)

家は一軒家を無理矢理アパートに改築したような部屋で、玄関は隣の部屋と共有、インターホンが各部屋のためについている。玄関を開くとすぐに階段があり、それをのぼった先には向かい合って2つのドアがある。そのうちの1つがUさんの部屋のものである。ドアは、鍵はついているものの玄関のドアのようなものではなく、一般的な一軒家の中にある洋室に備えつけられたドアのようで、ドアの下には2cmほどの隙間があいている。下の玄関を開けてすぐのところには下の階の部屋の浴室の換気窓から室内が覗けてしまう。玄関が共有のため、靴は部屋の中に持って上がらなくてはならない。(事例8・Uさん・60代前半・女性)

Uさんによると、ドアの下の隙間のせいでクーラーをつけても隣の方へと冷気が出ていってしまい、話し声も隣にまる聞こえであるという。また、隣の部屋には男性が住んでおり、挨拶する程度の付き合いだそうだ。その男性のもとに訪ねてくる人がおらず、うるさいということはないので特にトラブルもない。下の階には現在、人は住んでいないものの、以前住んでいた男女はうるさく、Uさんは迷惑していたと述べた。

新築(2年目)の4階建てマンションに住んでいる。そのマンションの入り口には「福祉専用」という小さな貼り紙があった。

壁が非常に薄く、テレビはイヤホンで聞かなければならない。「(このマンションは) きれいやから 選んだけど、まさか壁が薄いなんて (思ってもなかった)。」・・・「イヤホンでテレビを見るなんて、 見てる気がせーへんよ。」(事例 $15\cdot H$ さん・60 代前半・男性)

エレベーター付きのマンションに住んでいる。台所が非常に狭く自炊できない状態。台所は狭いから使っていない。食器などをおいて物置にしている。大家が見たら怒るだろうと思う。風呂場に板をはってその上で調理している。(事例 $5 \cdot R$ さん・60 代前半・男性)

車椅子を利用していないものの、歩くどころか立つのも困難である。長時間歩くことがしんどいため、外出も億劫である。

家に手すりとかつけないのですか、と聞くと、「手すりとかは家主から、(自分が)出る時(=解約する時)撤去しろと言われるやろうから(つけない)。金かかるし」と言っていた。(事例12・60代前半・男性)

この男性は障害者手帳を持っており、足は4級、手や全般的には2級の認定を受けている。

2.6 考察

前節で挙げたケースをもとに、考察していきたいと思う。

事例 7 と事例 12 は、どちらも身体的な障害を抱えている人の事例である。手すりの有無によって生活の「自由度」に違いが現れている。事例 7 は生活の「自由度」が高く、外出も頻繁であるのに対し、事例 12 は外出に消極的になっている。

事例 13 と事例 18 については、住居に関しては不満を持っていないものの、家賃の限りがあるために、 住居選択に対する一種の「あきらめ」がうかがえる。

事例 14 では、「不満はない」と言う一方で、事例 3 と同じような問題を抱えている。それは、倉庫や商業用の建物など元は住居用として作られていなかった建物を住居用に無理矢理転用しているというものである。元々人が住むことが想定されていない建物を住居用に転用する際には、人が住めるような広さを確保するとともに、生活音や騒音に対処した設備が必要になるが、それが改善されることによって「安心感」を得ることができるだろう。生活音に関しては、事例 8、事例 15 でも同じような問題が見られる。家に隙間があるために、あるいは壁が薄いために、普通の声のトーンで誰かと会話したりテレビを見たりすることも気を遣わなければならず、安心して自分の住居で暮らしている心地がしないと思われる。

また、事例 5 を通して、部屋(居間)の空間だけでなく、台所の広さの重要性もうかがえる。就労の有無や年金受給の有無があるので一概に言えないものの、生活保護受給額は 12 万円前後である。そこから家賃や電気代等の公共料金、日用品代、食費等を差し引くと、手元に残るお金はわずかである。今回、聞き取り調査の対象者の約半数は、限られた生活費でやりくりするために外食を避け自炊を心がけていると回答した。自炊するためには、台所もある程度の広さが必要である。

部屋の構造は、物理的にはほとんど似たようなものであった。しかし、「問題ない」「不満だ」と感想が分かれている。これは、その個人の意見や価値観の違いに過ぎない。「問題ない」と思っている人は、野宿の経験からとにかくどんな住居でもいいから居宅に移りたい、という思いがあると思われる。逆に、「不満だ」と思っている人は、一般的な住居の機能を考慮した上での意見ではないかと考えられる。

住居環境が悪いために不便な生活を強いられた現状、家賃に見合わないと思われる住居がいくつも見られた。しかし、支援者から紹介された不動産業者は意識的に条件の悪い住宅を紹介しているのではない。家賃の限度額や保証人の有無といった条件に見合った住居は、「市場の原理」もあって限られている。その中で、支援者側は、野宿から抜け出すことを最優先とし、被保護者の希望も考慮した上で、当事者の状況に応じた住居が紹介されるよう考えている。現時点においては、限られた社会資源の中で選ばざるを得ないのである。よりよい住環境を目指し、住居の選択に幅を持たせることが今後の課題となるだろう。

2.7 おわりに

はじめに住居ありきで居宅保護を受ける場合もあるが、今回の調査では、野宿生活という不安定で危険な生活を経験した後に居宅保護に移った人たちを対象としている。家のない生活から、屋根や畳のある生活へ。雨風をしのぐことのできる住居があることは、身体面だけでなく、精神面でも大きな支えとなっている。施設に入所して生活保護を受けるという手段もあるが、規則や規制が設けられているために集団生活ではうまくいかない場合もある。自分のペースに合わせて自立した生活を営むという点において、居宅保護の方が被保護者にとってよいかもしれない。しかし、居宅保護の適用の際に、積極的に選択している

というよりは、消去法で残った野宿しないための選択肢として居宅保護になることもある。

住居の質に関しては不十分なところがある。元は住居用ではない建物や一軒家を、共同住宅に無理矢理 転用したために問題が生じたり、部屋の壁が薄くて隣の人の声が丸聞こえで安心して生活ができなかった りなど、様々な問題があるために、被保護者の最低限度の生活を保障するには至っていないケースがいく つか見られた。居宅保護を受けている人たちの住居は、十分な「器」とは必ずしも言えない。

とはいえ、現状では、支援者はアフターフォローを想定しつつ、できる限りの努力をしてきている。む しろ問題点は、社会における住宅資源の乏しさにある。今後の課題として、充実した住宅資源の供給を見 据えた制度づくりが考えられる。

参考文献

松繁逸夫,「職も寝場所ももういらない―基本所得保障を([特集]生活保護適用―路上から居宅へ―より)」, 『季刊 Shelter-less』No.35, 2008 年

NPO 釜ヶ崎支援機構,「福祉相談部門事業報告(平成 17 年度)」

NPO 釜ヶ崎支援機構,「福祉相談部門事業報告(平成 18 年度)」

NPO 釜ヶ崎支援機構, 「福祉相談部門事業報告 (平成 19 年度)」

大阪市健康福祉局保護課西成区保健福祉センター実施,大阪就労福祉居住問題調査研究会調査分析,「大阪市西成区の生活保護受給の現状(西成区生活保護受給者聞き取り調査の概要)」,2006年3月

嵯峨嘉子,「戦後大阪市における「住所不定者」対策について一生活保護行政を中心に一」,『社会問題研究』 第48 巻第 1 号, 1998 年

高田敏・桑原洋子・逢坂隆子編,「ホームレス研究一釜ヶ崎からの発信一」,信山社,2007年

図解住居学編集委員会編, 岸本幸臣・吉田高子・後藤久著,「図解住居学1住まいと生活」, 彰国社, 1999年